

原子力小委員会プレゼン

次世代革新炉への投資や再稼働投資に関わる
原子力事業環境面での課題

2024/2/20

< Confidential >



目次

はじめに – 本プレゼンの前提 –	3
投資回収における課題	4
ファイナンスにおける課題	14
まとめ	23

はじめに – 本プレゼンの前提 –

- 2024年1月24日に初回応札を開始した長期脱炭素電源オークションでは、原子力発電所の新設・リブレースも対象電源となっており、また、既設原子力発電所の安全対策投資についても、「2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件」について、第2回オークションの対象とする方向で検討が進められている。これによって、原子力発電の投資回収の予見可能性は、一定の改善がみられるものと考えている
- 一方で、2023年12月19日における原子力小委員会においては、委員の皆様より、原子力発電事業への投資判断を促すための一層の事業環境整備の検討を具体的に進めていくべきとの意見があったものと承知している
- 原子力発電事業の事業環境整備は、経済面だけの措置ではとどまらないものと承知しているが、本日は主に投資回収及びファイナンスの観点において、認識される現状の課題についての見解をご説明差し上げるもの

投資回収における課題

電力小売全面自由化前の原子力事業環境

電力小売全面自由化前は、総括原価方式による料金規制の下、投資分を含む形で安定的に費用の回収が可能であり、それを背景に巨額の資金調達が可能であった

	内容
総括原価方式 における回収構造	<ul style="list-style-type: none">■ <u>総括原価方式</u>による料金規制により、安定的に費用 + 資金調達コストの回収が可能■ <u>建設中</u>も、建設仮勘定の1/2は規制料金のレートベースに算入され、<u>資金調達コストの一部を回収可能</u>■ <u>運転終了後に発生する費用も原価算入可能。</u>

投資回収の予見性を確保する制度や環境の変遷

電力自由化で投資回収の予見性が低下する中で、脱炭素電源への初期投資の回収の予見可能性を付与し、投資促進を図る必要性から長期脱炭素電源オークションが設けられた

2013年度

- 原子炉等規制法の抜本改正により、**新規規制基準・バックフィット制度が導入**

2016年度

- 電力小売全面自由化の進展により、電力の卸価格はコストベースから市場価格ベースとなったため、発電事業者にとっては**長期的な投資回収の予見性が低下**し、多額の資金が必要であり、かつ投資回収が長期に渡る**電源への新規投資は停滞**

2020年度

- 一定の投資回収の予見可能性を確保する施策である容量メカニズムを追加的に講ずることで、**中長期的に必要な供給力等を効率的に確保**するため、**2020年度から新たに容量市場制度が創設**
- しかしながら、現行の容量市場は、**落札電源の大部分が既設電源**となっており、4年後の1年間の供給力を評価する市場であるため、それ単独では、電源投資を行う者に対して、**長期的な予見可能性を付与することは困難**

2023年度

- そのため、電源への新規投資を促進するべく、容量収入を得られる期間を「1年間」ではなく「複数年間」とする方法により、**巨額の初期投資※に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する入札制度である「長期脱炭素電源オークション」が創設**

※2050年カーボンニュートラル実現を目指すこととの関係から、対象となる新規投資を脱炭素電源への新規投資に限定

2024年度

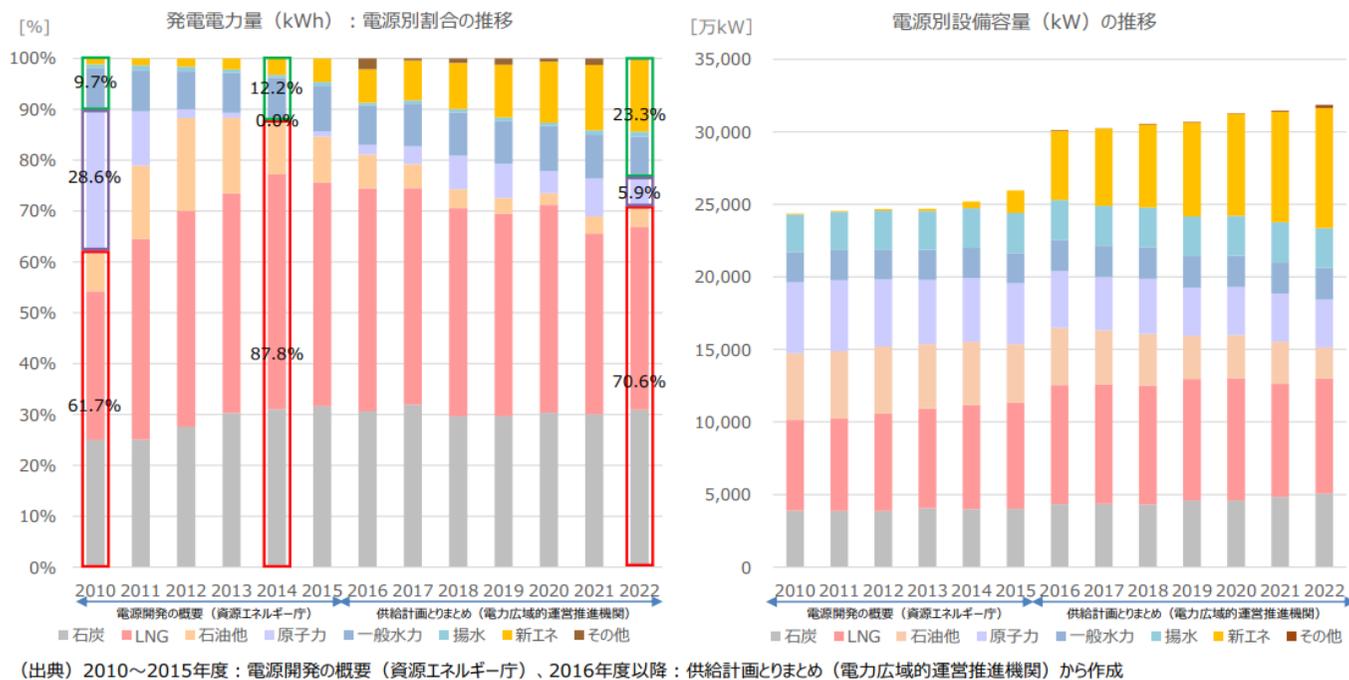
- 今後、巨額の初期投資を必要とする**既設原子力の安全対策投資**に関して、**長期脱炭素電源オークションの対象に含める方向**で議論が進められている

(参考資料) 発電電力量と設備容量の推移

東日本大震災後の原子力発電所の停止以降、再エネ電源の容量は拡大。原子力は再稼働の遅れによって、発電電力量の5.9%（2022年度）にとどまり、火力電源への依存度は高い状況。

発電電力量と設備容量の推移

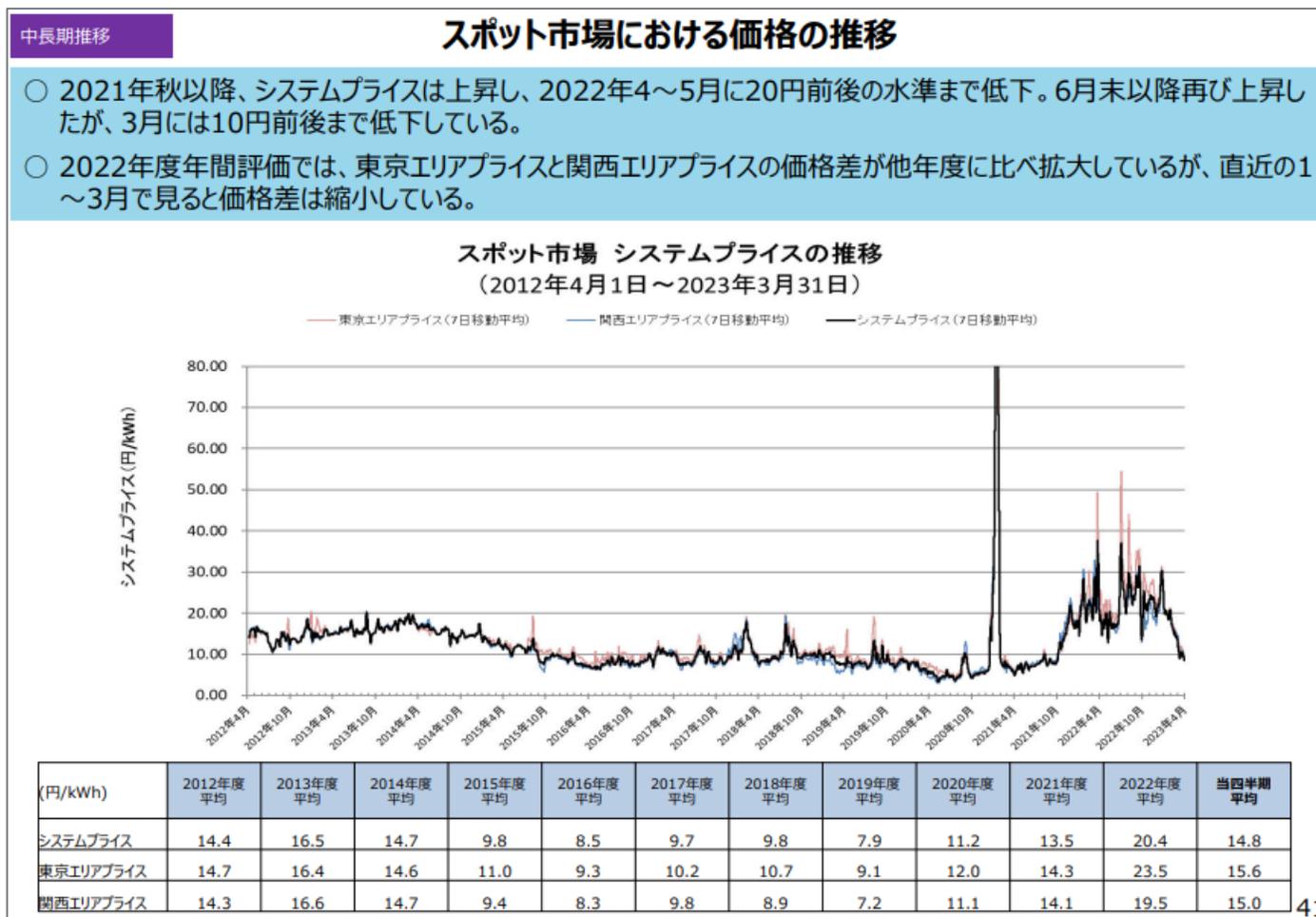
- 東日本大震災以降、全国の原子力発電所は順次停止し、**2014年度の原子力発電所の発電電力量の割合は0%となった。**
- 発電電力量については、再エネの割合が増加している一方で、安定供給を確保するために、これまで休止していた経年火力を再稼働させたり、最新の設備に更新して発電効率を高めるなど、**火力発電所の発電電力量の割合を増加（2010年度61.7%→2022年度70.6%）させることにより、電力をまかなってきた。**



出典：第69回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2024年1月22日）資料3

(参考資料) スポット市場における価格推移

再エネ電源の拡大により、スポット市場は下落傾向にあるものの、2020年度の電力需給ひっ迫や、2021年度以降のロシアによるウクライナ侵攻を受けた国際的な化石燃料価格の高騰等によりスポット価格は上昇しており、ボラティリティが高い状況



41

出典：第86回 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合（2023年6月27日）資料11を元に赤字部分を追記

長期脱炭素電源オークションの特徴

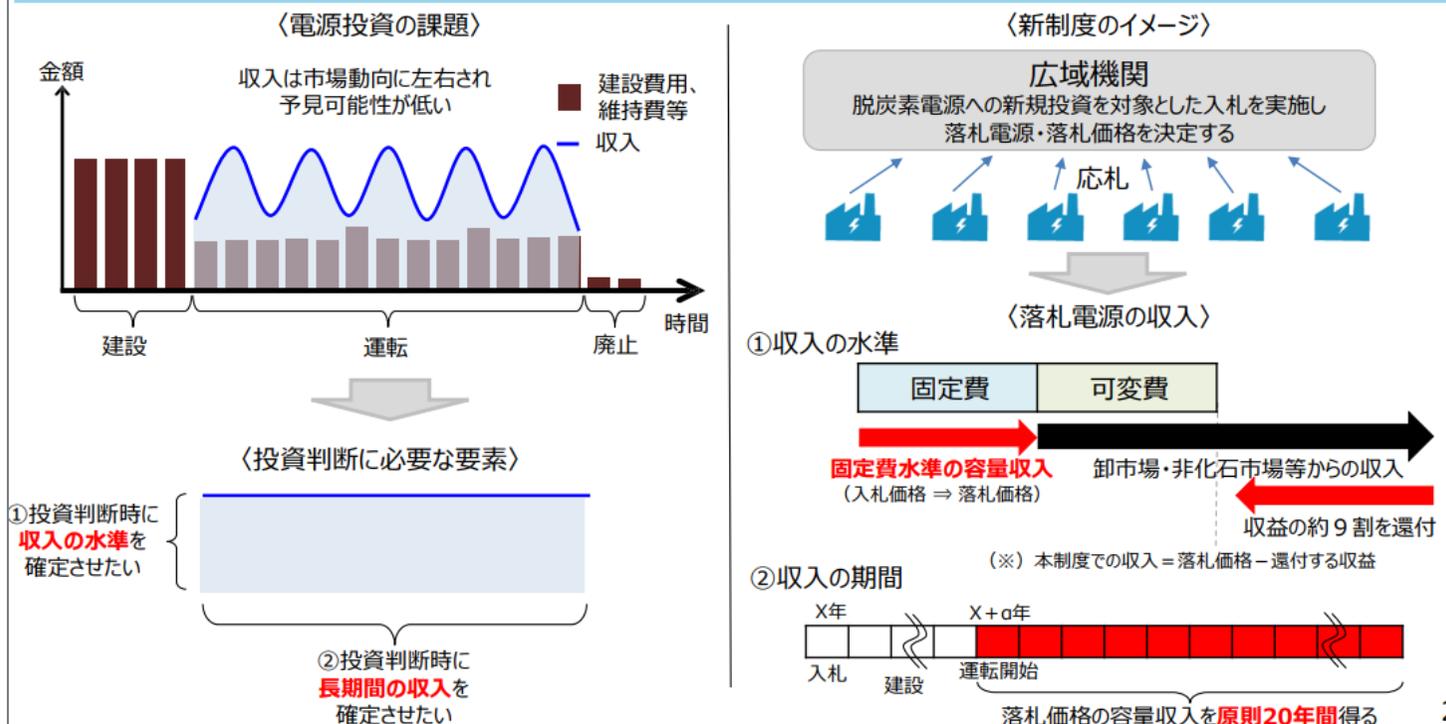
他市場からの利益の還付を条件に、必要な固定費水準の収入を原則20年間に渡って得ることができるため、容量市場と比較して、大幅に予見可能性の向上に寄与するものと言える

項目	内容
目的	■ 容量市場の一部として、中長期的に必要な供給力を確保し <u>安定供給</u> に資するとともに、 <u>計画的な脱炭素化</u> を図る
対象電源	■ 巨額の初期投資を必要とする <u>脱炭素電源への新規投資</u> (新設・リプレース、既設火力の改修)
約定方法	■ <u>電源種一律のマルチプライス方式</u> により、入札価格が安い電源から落札電源を決定
入札価格	■ 入札時に <u>発電所の建設・維持・廃止に必要な固定費</u> （資本費※ ¹ + 運転維持費※ ² + 事業報酬（資本コスト）※ ³ ）を見積り、入札価格を作成 ※ ¹ 建設工事に関する不確実性に対応するため、 <u>建設費の10%を予備費として計上可</u> ※ ² <u>制度適用期間</u> （原則20年間） <u>に発生する運転維持費</u> ※ ³ <u>WACC5%で固定</u>
収入水準	■ 発電事業者は <u>容量提供の対価</u> として、 <u>固定費水準の容量収入を得る</u> ■ 落札後の建設費や運転維持費の物価変動へ対応するため、物価変動補正後の容量収入※が支払われる ※（契約単価×対象実需給年度の前年のコアCPI÷応札年度の前年のコアCPI）×契約容量
利益の還付	■ 原則実際の他市場収入から可変費を控除した他市場収益の約9割※を還付する必要 ※ 稼働インセンティブとして、他市場収益の約1割は事業者の利益となる
主なリクワイアメント	■ 電源種ごとに <u>供給力提供開始期限が設定</u> （原子力の新設案件は17年）

(参考資料) 長期脱炭素電源オークションの概要

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始（初回の応札を2024年1月に実施）。**
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



出典：第88回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2024年1月31日）資料5

(参考資料) 第2回目入札に向けた検討の方向性

論点④ 原子力の課題と検討の方向性

- 原子力の新設・リプレースは、既に本制度の対象となっているが、既設原発の安全対策投資※の扱いについては、これまで整理されていない。※ 東日本大震災後に導入された新規制基準に対応するための工事等
- 本制度は、**投資回収の予見可能性を確保**することにより、脱炭素電源への投資を通じて供給力を確保する制度であり、**現状でも既設揚水の大規模改修※や既設火力の脱炭素化のための改修は対象**となっている。したがって、既設原発の安全対策投資についても、オークションの対象とすることで**投資回収の予見可能性を確保することは、本制度の趣旨に合致**するのではないか。
※ オーバーホールを行い、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新する改修
- また、本制度は、様々な脱炭素電源を対象とした電源種混合の競争入札であり、**競争に勝った案件のみが支援対象になる**ことから、オークションを通じて既設原発の安全対策投資も促していくことは、**費用対効果の観点からも望ましい**。
- このため、**既設原発の安全対策投資も、長期脱炭素電源オークションの対象とする方向で、具体的な対象範囲や上限価格等の詳細を、事業者間の公平性の観点も考慮しつつ、制度検討作業部会において検討**することとしてはどうか。

既設原発のポテンシャル

- 既設原発は、これまでに12基1,160万kWが再稼働済みだが、更に**20基以上・2,000万kW以上の既設原発が震災後停止したままの状態**にある。
北海道電力 泊1～3号 計207万kW、東北電力 東通110万kW、女川2・3号 計165万kW 合計
東電HD 柏崎刈羽 計821.2万kW、中部電力 浜岡3～5号 計361.7万kW、北陸電力 志賀1・2号 計174.6万kW ⇒ 2,147万kW
中国電力 島根2号 82万kW、日本原電 東海第二 110万kW、敦賀2号 116万kW
- 2030年のエネルギーミックス達成や、2050年CNの実現のためには、こうした既設原発を最大限活用していくことが重要となる。一方で、既設原発の活用には、**数千億円規模の安全対策投資を行うことが必要**となるが、その投資判断を行っていくためには、**投資回収の予見可能性が課題**となる。

※本制度における「新設・リプレース」とは、制度検討作業部会でも議論されたように、運転開始前の案件を対象としており、これには「建設工事」の途中の案件も含まれる。これは、建設工事の途中でも、様々な外的要因が発生する毎に、必要に応じて投資の意思決定を行っており、投資回収の予見可能性が確保されなければ、投資判断を行うことが困難なケースが想定されるため。上記の既設原発はこうした「新設・リプレース」案件を除いたもの。

31

(参考資料) 供給力提供開始期限のリクワイアメント

供給力提供開始期限に係るリクワイアメント・ペナルティ

- 「2. 建設リードタイムの考慮」の論点でご提案したとおり、本制度措置では、建設リードタイムに十分配慮した制度設計とすることが必要。一方で、徒に供給力の提供開始を遅らせることは供給力確保の観点からは適切ではないことから、**電源種ごとに供給力提供開始期限を設定し、それまでの間に供給力の提供を開始することをリクワイアメントとして求めること**としてはどうか。
- **具体的な供給力提供開始期限**は、電源種毎の建設リードタイムの実態を踏まえ、**以下のとおり設定**することとしてはどうか。

電源種	供給力提供開始期限（案）
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）
水力	12年（法・条例アセス済の場合：8年） （多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを考慮）
水素・アンモニア（専焼）、バイオマス 水素・アンモニア混焼のLNG、CCS火力 既設火力の改修（水素・アンモニア混焼、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）
蓄電池	4年
LNG（時限的に対象）	6年 ※21頁のとおり、早期に供給力を提供開始できる新設・リプレース案件のみを対象とするため、供給力提供開始期限を短く設定

34

出典：第67回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2022年6月22日）資料5

投資・コスト回収面における今後の課題

事業期間が長期に渡ること、バックエンド事業に不確実性があることなどの事業特性に起因して、現行制度では残存リスクが相応に残っているものと考えられる

区分	項目	内容
固定費 未回収リスク	事後的な 費用の調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他市場収益の9割を還付するなか、予備費である建設費の10%では<u>固定費上振れリスクへの対応として不十分となる可能性</u>がある <p>< 固定費上振れの例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予備費を超える建設費用の増加（バックフィット対応による追加投資など）、原子力の廃炉に関連する費用等の不確実性 ➢ 資本コストの上昇（金利上昇等への備え）
	運転終了後に負担する 費用の回収困難性	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>運転終了後の廃炉期間中において生じる固定費</u>については、一定程度、入札価格に算入可能であるが、<u>事前に総額を見積ることができず</u>、運転期間中の<u>回収が困難となるおそれ</u>
可変費 未回収リスク	可変費の回収漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>一時的に可変費が市場価格を上回る</u>状態になっても通常は運転を継続するため、<u>多額の損失が生じる可能性</u>がある ■ 可変費に<u>事業者による制御が難しい費用</u>(使用済燃料関係費用等)<u>が含まれる</u>
その他 リスク	事業者の資金負担	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨額の初期投資が必要かつ、建設リードタイムが長期間となる一方で、容量収入を得るのは運転開始後以降となること、MOX燃料加工に関する拠出金の費用計上・資金回収が事後になるため、<u>発電事業者に長期的な資金負担が生じる</u>
	供給力提供開始期限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原子力発電は、安全規制の観点で運転開始時期を正確に予測することは他の発電に比べると困難ため、<u>供給力提供開始期限のリクワイアメント遵守の不確実性</u>が高く、満たせない場合には、一部のコスト回収が困難となる可能性がある
	事業報酬率	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>上記のような事業リスクが事業報酬率に反映されていない</u>

ファイナンスにおける課題

ファイナンスにおける課題 – 総論 –

次世代革新炉の推進や既設未稼働原子力の再稼働のための資金を調達するためには、前述の投資回収における課題への対応が検討されることが肝要であるが、仮に一定の事業環境整備がなされた場合であっても、資金を調達できない可能性がある。

要因	内容
足元の信用力 (融資余力) の低下	■ 東日本大震災後の電力会社の収益力の不安定化や、設備投資に必要な資金の追加借入による財政状態の悪化
今後必要となる 投資金額	■ そもそもGX対策投資、送配電増強等で多額の投資が必要なところ、原子力発電事業に必要な <u>巨額の資金を融資するだけの与信枠を追加で確保するのは困難</u>
政策・規制の変更	■ 政策変更や規制変更といった事業者がコントロールできない要素が事業性に大きく影響する

将来的に日本における国民経済に資する必要不可欠な投資について、上記の要因から資金調達が困難な場合には、必要な投資が行われずGXが進まないこととなる。

ファイナンスにおける課題 – 足元の資金調達環境 –

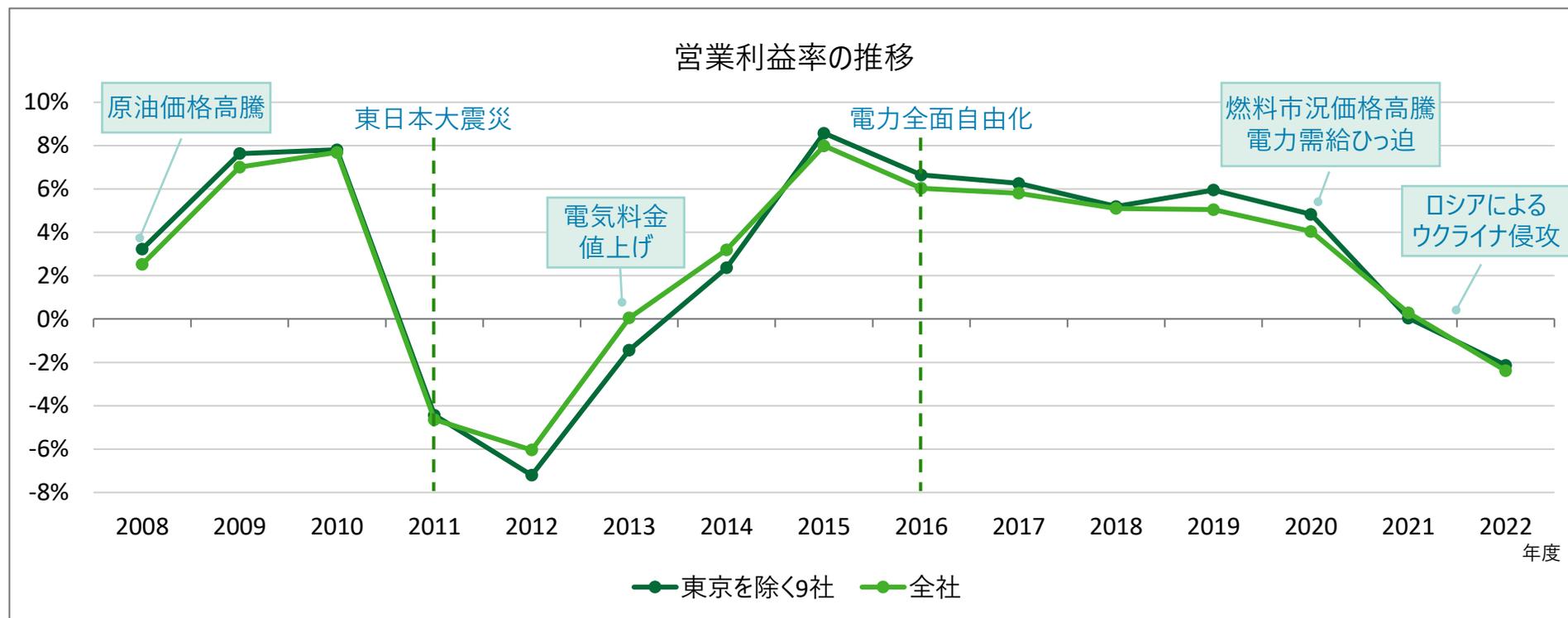
震災以降の業績不安定化や再稼働投資に伴う有利子負債の増加及び債務償還年数の長期化により、ただでさえ各社の資金調達余力が減少している

状況	内容
収益性が不安定	<ul style="list-style-type: none">■ 電力価格のボラティリティの高まり（燃料市況、電力市場）■ 原価構成と実際原価の乖離（原子力の再稼働遅れ）
有利子負債の増加	<ul style="list-style-type: none">■ 上記に加えて、多額の安全対策投資に伴う資金調達が増加
信用力の低下 資金調達余力の減少	<ul style="list-style-type: none">■ 債務償還年数の長期化■ 自己資本比率の悪化

財政状態が非常に厳しい会社においては、多額の投資に対して融資枠が不足する状況になりつつあるほか、融資条件・社債発行条件も悪化していくことが考えられる

(参考) 財務分析

収益性の状況

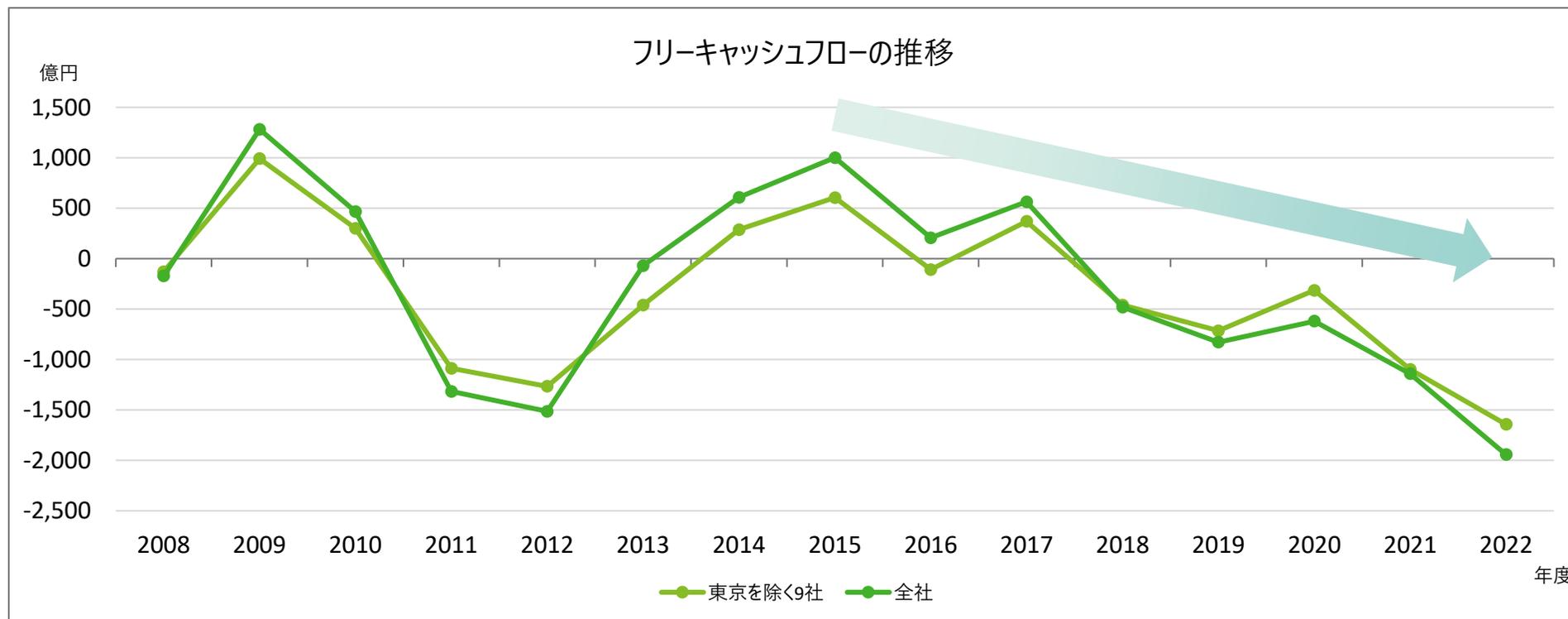


【前提】

- 分析対象：運転開始済の原子力事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）の合計
ただし、東京電力は、東日本大震災以降の福島第一原子力発電所事故への対応に伴い、他の原子力事業者と異なった財務指標の推移を示すことから当分析から除外
- 営業利益率：営業利益÷営業収益（営業収益からFIT影響（単体の再エネ賦課金・再エネ交付金）を除外している）

(参考) 財務分析

フリーキャッシュフローの状況

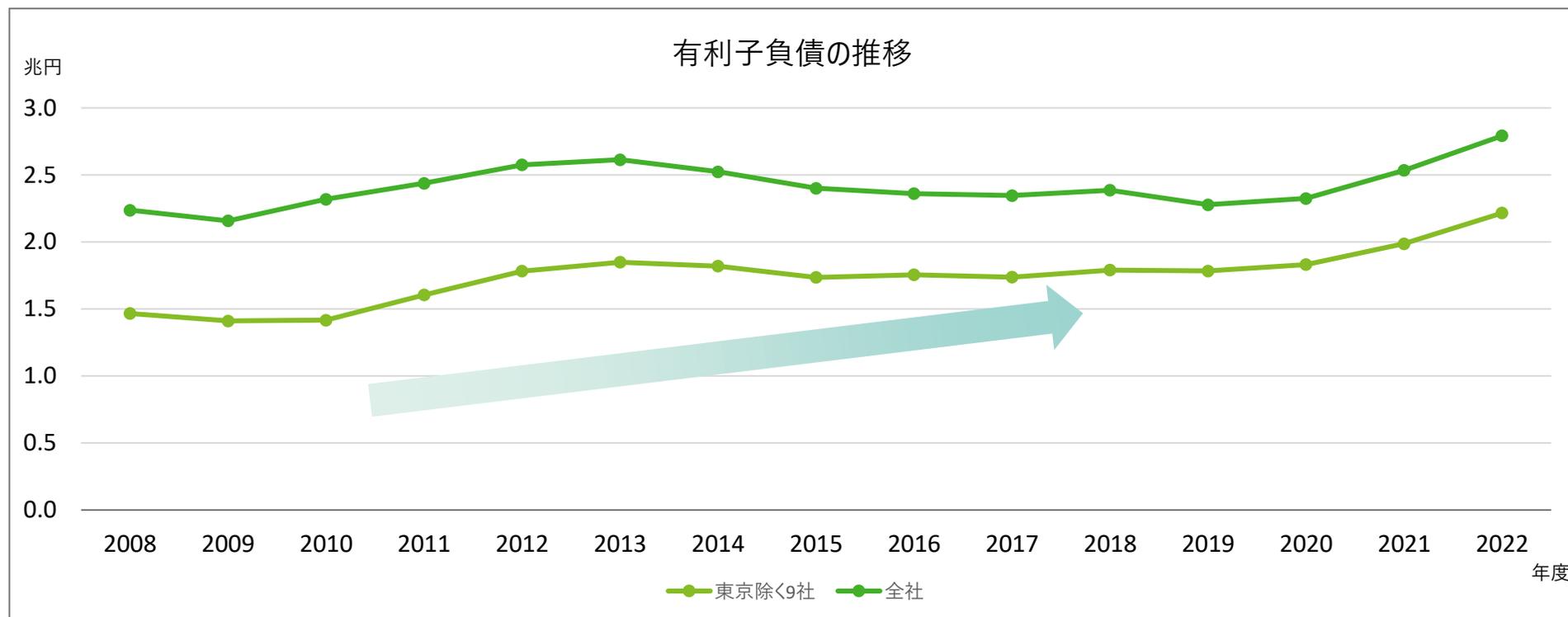


【前提】

- 分析対象：運転開始済の原子力事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）の合計
ただし、東京電力は、東日本大震災以降の福島第一原子力発電所事故への対応に伴い、他の原子力事業者と異なった財務指標の推移を示すことから東京電力を除く9社の合計数値も記載
- フリーキャッシュフロー：営業CF + 投資CF

(参考) 財務分析

有利子負債の状況

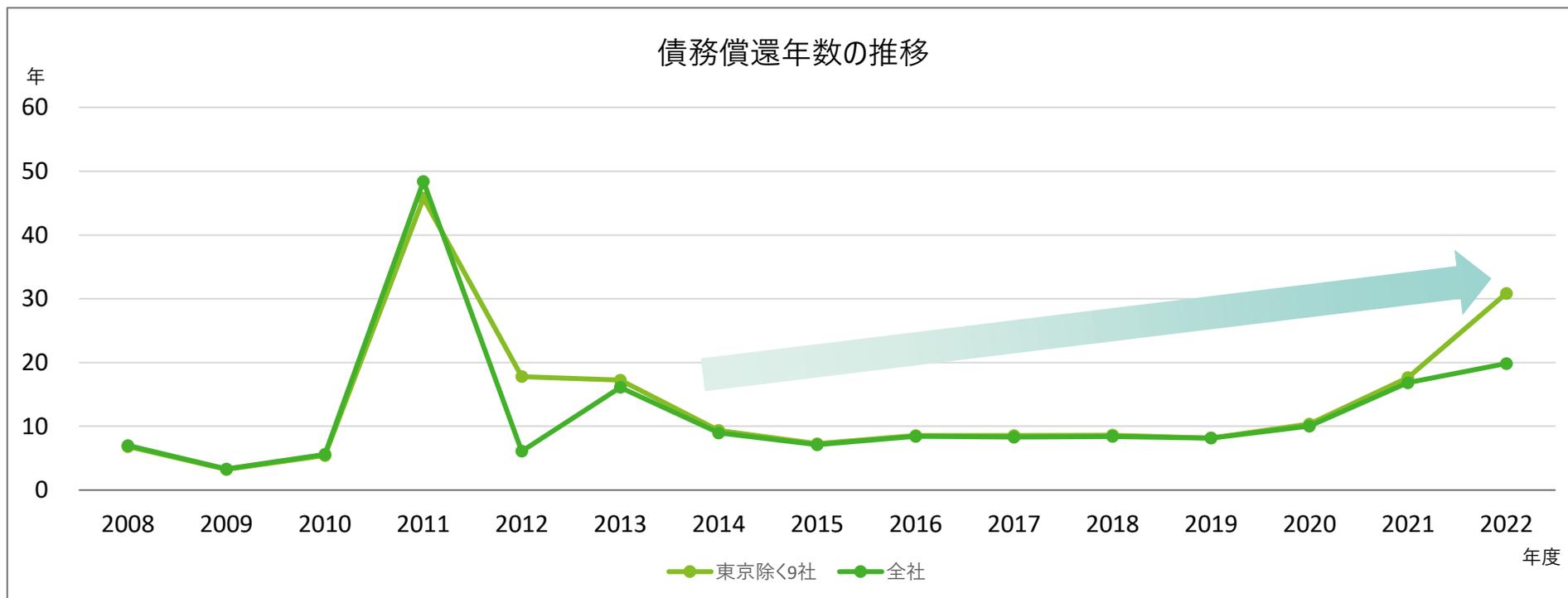


【前提】

- 分析対象：運転開始済の原子力事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）の合計
ただし、東京電力は、東日本大震災以降の福島第一原子力発電所事故への対応に伴い、他の原子力事業者と異なった財務指標の推移を示すことから東京電力を除く9社の合計数値も記載
- 有利子負債：各社有価証券報告書より、社債、長期借入金、短期借入金、1年以内に期限到来の固定負債、コマーシャル・ペーパーを集計

(参考) 財務分析

債務償還年数の状況

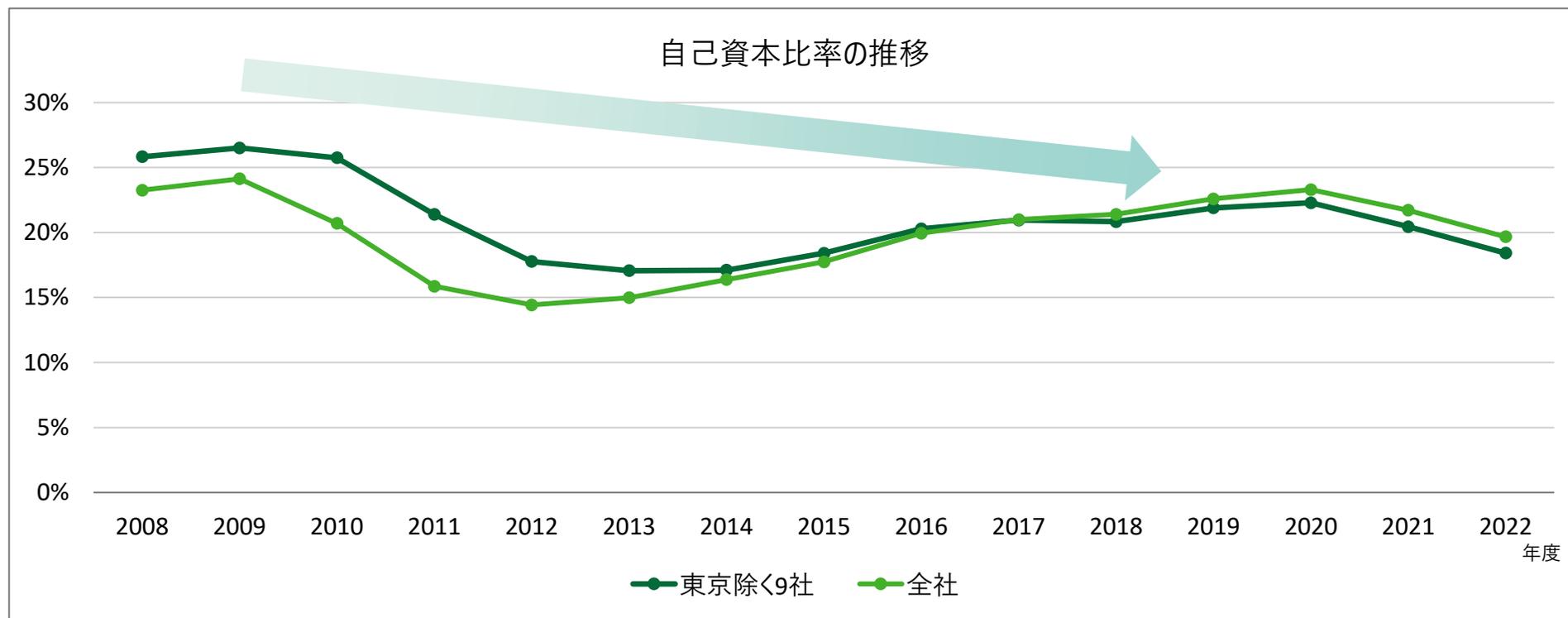


【前提】

- 分析対象：運転開始済の原子力事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）の合計
ただし、東京電力は、東日本大震災以降の福島第一原子力発電所事故への対応に伴い、他の原子力事業者と異なった財務指標の推移を示すことから東京電力を除く9社の合計数値も記載
- 債務返済年数がマイナスとなった事業者は、各年度の財務指標から除外して、全社、東京を除く9社の債務償還年数を算定
- 債務償還年数：有利子負債÷EBITDA（※）
※EBITDA = 税金等調整前当期純利益 + 支払利息 + 減価償却費 + のれん償却費 + 減損損失 + 固定資産除却損 + 原子力発電施設解体費 + 核燃料減損額 + 原子力廃止関連仮勘定償却費 + その他非資金損益（ex.災害損失etc）

(参考) 財務分析

自己資本比率の状況



【前提】

- 分析対象：運転開始済の原子力事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）の合計
ただし、東京電力は、東日本大震災以降の福島第一原子力発電所事故への対応に伴い、他の原子力事業者と異なった財務指標の推移を示すことから東京電力を除く9社の合計数値も記載
- 自己資本比率：純資産÷総資産

ファイナンスにおける課題

投資回収における課題について事業環境整備がなされる前提で、ファイナンスについては以下のような論点が考えられる

タイトル	内容
資金調達の多様化	<ul style="list-style-type: none">■ 超長期の事業期間であり、かつ国の政策・規制の影響を多分に受ける一方で民間事業であることから、ファイナンス施策については、官民の役割分担やリスク分担を意識することが重要■ 資金余力がある民間事業者の資金の活用施策
財政状態健全化	<ul style="list-style-type: none">■ 原子力発電事業を担う運営主体の財政状態の改善
建設期間中の収入	<ul style="list-style-type: none">■ 建設期間中の金利負担の軽減施策

まとめ

まとめ

原子力事業の環境整備にあたっては、官民での役割分担を明確にしたうえで、事業者にとって予見可能性があり、また一貫性のある政策検討が必要と考えられる

事業環境整備において検討が必要な論点の要約は以下のとおり

投資回収

- 固定費の事後的な変動への対応（運転終了後の対応を含む）
- 可変費の未回収リスクへの対応
- 長期に渡る資金負担の軽減
- 上記を勘案した適正な事業報酬水準

ファイナンス

- コスト回収の課題解決のみではファイナンスできない可能性への対処
 - 官民の役割やリスク分担、民間資金の活用
 - 原子力発電事業者の財政状態の良化
 - 建設期間中に収入を得るスキームの検討

事業環境整備の検討を進めていくに際しては、軸となる基本的な考え方が必要と考えられる、具体的には、

- 次世代革新炉の推進に際しては、エネルギー基本計画等において、2050年以降も含めた原子力産業をどのように進めていくかについての戦略を明確にする必要があるのではないか
- 原子力事業は、廃炉を含めて事業期間が長期に渡ることや、バックエンド事業においては不確実性も存在していることを踏まえると、次世代革新炉の推進や既設未稼働原子力の再稼働に向けては、官民での役割分担の基本的な考え方及びそれを実現するための仕組みについても、上記の戦略の一環として検討し、それを基軸とした予見可能性があり、また一貫性のある政策検討が求められるのではないか

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に係りして直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited